

奈良県建設コンサルタント業務・建築設計業務

入札参加資格審査申請要領

令和5年度において、奈良県が発注する「まほろば健康パーク整備運営事業」の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出して下さい。

※令和4年度の入札参加資格者名簿で対象となる業種が登録されており、かつ、対象となる業種で令和5年度の入札参加資格の申請をされている方については、この申請を行う必要はありません。

※申請書類は、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

建設業・契約管理課ウェブページ→<http://www.pref.nara.jp/62944.htm>

1 申請資格	<p>○次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、(4)又は(5)のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 奈良県内に本店を置く者(2) 本店以外の営業所等を奈良県内に有し、契約締結等の権限を当該営業所等の代表者に委任する者(県内営業所業者)(3) 本店を奈良県外に有し、契約締結等の権限を奈良県内の営業所等の代表者に委任しない者(県外業者)(4) 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)による登録業者)(5) 建築設計業者(建築士法(昭和25年法律第202号)による登録業者)
2 欠格要件	<p>以下の①～⑨のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者② 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成8年12月10日奈良県告示第427号)第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者③ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者④ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者⑤ 県税を完納していない者⑥ 消費税及び地方消費税を完納していない者⑦ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者<ul style="list-style-type: none">ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

奈良県建設コンサルタント業務・建築設計業務

入札参加資格審査申請要領

	<p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>カ 法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑧ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。）</p> <p>⑨ 本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
<p>3 申請業種</p>	<p>(1) 建設コンサルタント（造園部門）（建設コンサルタント登録規程による登録を受けている必要があります。）</p> <p>(2) 建築設計業務（建築士法による登録を受けている必要があります。）</p>
<p>4 申請方法</p>	<p>(1) 必要書類の作成について 別紙「建設コンサルタント業務・建築設計業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」を参考に、必要な書類を作成し、添付書類を準備してください。作成に当たっては、別紙「記入上の注意」をよくお読みください。</p> <p>(2) 提出に当たっての留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出部数 1部 ○ 提出書類は、日本工業規格A4版としてください。 ○ 別紙「建設コンサルタント業務・建築設計業務入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧」の1から順にクリップ又はひもで綴じてください。ステーブル（ホチキス）留めやファイル綴じはしないでください。 <p>申請書類は下記（3）（4）のいずれかの方法で申請してください。</p> <p>(3) 持参による申請（申請内容について説明ができる方が持参してください。）</p> <p>提出受付日 令和5年5月17日（水）～令和5年5月19日（金）</p> <p>※午前9時30分から午前11時30分まで及び 午後1時30分から午後4時30分までの間に受け付けます。</p>

奈良県建設コンサルタント業務・建築設計業務

入札参加資格審査申請要領

	<p>(4) 郵送による申請（特定記録や簡易書留など配送状況が記録される郵送方法に限ります。）</p> <p>提出期限 令和5年5月19日（金）（必着）</p> <p>※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。</p>
5 提出先	<p>〒630-8501</p> <p>奈良市登大路町30</p> <p>奈良県庁 建設業・契約管理課 公共工事契約管理係 宛</p>
6 その他	<p>(1) 申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入検査を行うことがあります。</p> <p>(2) 奈良県が保有する債権（県税等）及び消費税の滞納者は入札参加資格を得ることができません。</p> <p>(3) 入札参加資格審査申請書（様式1-1）の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>(4) 本申請要領記載の受付期間以外は受け付けません。</p> <p>(5) 本申請において補正指示を受け、その指示期日までに補正等がなされない場合は登録されません。</p> <p>(6) 申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出が必要となる場合がありますので、期日に余裕を持って申請してください。</p> <p>(7) 別紙「記入上の注意」をよくお読みください。</p> <p>(8) 本申請における競争入札参加資格は、「まほろば健康パーク整備運営事業」の入札においてのみ有効です。</p>

競争入札参加資格審査申請書に係る個人情報の利用目的等について

奈良県知事が、建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程第2条に基づき提出される入札参加資格審査申請書（同規程同条各項に該当しないことを証明するための添付書類、同規程第5条に基づく変更等の届出書を含む。以下「入札参加資格申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、入札参加資格申請書等の内容を確認するために提出していただく入札参加資格申請書等以外の資料により取得する個人情報については、入札参加資格申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

- 1 入札参加資格申請の審査事務
- 2 入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
- 3 入札参加資格業者名簿の公開
- 4 法令等の規定に基づく利用又は提供

建設コンサルタント業務・建築設計業務入札参加資格審査申請にかかる提出書類一覧

提出欄の「○」は提出必須書類です。「△」は該当者のみ提出してください。

用紙のサイズは日本工業規格A4判とします。(A4より小さいものはA4サイズ用の紙に貼付して下さい。)

1から順にクリップまたはひもで閉じてください。ファイル綴りはしないでください。

申請に必要な様式は、以下の建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

建設業・契約管理課ウェブページ→<http://www.pref.nara.jp/62944.htm>

○建設コンサルタント業務、建築設計業務 共通書類

	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	提出書類
1	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書(建設コンサルタント等業務)(様式1-1) ・申請者の押印は省略可能です。 行政書士の場合は、「申請担当者又は行政書士」の「氏名」欄に、行政書士の職員の押印が必要です。 (参考)行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号) 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 ・白黒印刷可
2	○	○	○	競争入札参加資格審査申請書 測量等実績高(様式1-2)
3	○	○	-	県税に滞納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・「未納がない証明書」でも可 ・写し可
4	○	○	○	消費税及び地方消費税に未納がない証明書(発行後3か月以内のもの) ・国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3(その3の2、その3の3も可) ・免税業者も要提出 ・写し可
5	△	△	△	委任状 ・入札参加資格審査申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出 ・委任者、受任者とも押印省略可 ※様式は任意ですが、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。 ※行政書士以外からの代理申請は受け付けません。 (参考)行政書士法(昭和26年法律第4号) 第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。
6	△	△	△	受付控が必要な場合は、次のものを提出してください。 ・競争入札参加資格審査申請書※申請分と受付控として、提出部数は合計2部となります。 ・返信用封筒(長3封筒に84円切手を貼付し、封筒表に「受付控え在中」と朱書きしたもの。)

7	△	△	△	<p>雇用保険の加入が確認できる書類の写し</p> <p>健康保険と厚生年金保険の加入が確認できる書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の領収証等 ・ 健康保険組合や国民健康保険組合等に加入の方は当該組合が発行する書類（健康保険）と日本年金機構が発行する書類（厚生年金）の両方が必要。 ・ 提出書類に被保険者等記号・番号等が記載されている場合、マスキング（黒マジック等で塗りつぶし、復元できないようにする）等により、その箇所が見えないようにして提出してください。 ・ 法令で適用が除外されている場合は提出不要ですが、下記「社会保険等適用除外誓約書（様式2）」を提出してください。
8	△	△	△	<p>社会保険等適用除外誓約書（様式2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険のいずれか1つでも法令で適用が除外されている場合は提出してください。
9	○	○	○	建設コンサルタント等に係る直前1年の事業収入額(様式6)

○建設コンサルタント業務で申請する場合は、以下の書類についても提出してください。

	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	提出書類
1	○	○	○	現況報告書の写し ・直近1年分（決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要） ・国交省受付済みのもの。消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理がわかる部分も提出してください。
1	△	△	△	現況報告書で最新の登録年月日が確認できない場合のみ提出 ・登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の各地方整備局等発行の通知)の写し（有効期間内のもの）

○建築設計業務で申請する場合は、以下の書類についても提出してください。

	県内 本店業者	県内 営業所業者	県外業者	提出書類
1	○	○	○	登録証明書等(登録(登録の更新)を認める旨の都道府県知事発行の通知)の写し（有効期間内のもの）
2	○	○	○	所得税、法人税又は消費税の確定申告書（写し）（売上総額が確認できるもの） ・様式1－2中の「②直前1年度分決算」欄記載の決算にかかる所得税、法人税又は消費税の確定申告書様式（添付書類は不要）の写し（決算変更により1年に満たない場合は変更前の分も必要） ・確定申告書様式記載の収入金額（所得税）、所得金額（法人税）又は課税標準額（消費税）が様式1－2の「②直前1年度分決算」の合計額欄記載の金額を下回る場合は確定申告書に添付された損益計算書等合計額欄記載の金額の根拠となる書類を併せて提出してください。
3	○	○	○	営業所一覧表（様式3） ※同内容が確認できるもの（国の様式等）があればそちらを使用してください。様式は問いません。
4	○	○	○	技術者経歴書（様式4） ※同内容が確認できるもの（国の様式等）があればそちらを使用してください。様式は問いません。
5	○	○	○	測量等実績調書（様式5） ※同内容が確認できるもの（国の様式等）があればそちらを使用してください。様式は問いません。

記入上の注意（建設コンサルタント等）

1 共通事項

(1) 申請に必要な各様式については、奈良県建設業・契約管理課のウェブページからダウンロードしてください。

ダウンロードページ <https://www.pref.nara.jp/62944.htm>

(2) 行政書士の職印を除き、申請書に押印は不要です（押印があっても受け付けます）。

2 競争入札参加資格審査申請書（様式1-1）

①申請年月日

申請書類の提出日（投函日）を記入してください。

【業者内容について】

(1) 本社についての情報を記入してください。

(2) ②の商号又は名称（カナ）欄については、株式会社等の法人の場合は、（株）・（有）等の略号を用いてください。

【申請担当者又は行政書士について】

(1) 今回の入札参加資格審査申請における担当者情報を入力してください。

行政書士が行う場合は、行政書士の情報を入力してください。

(2) ⑦の所属欄について、行政書士の場合は事務所名から入力してください。

【登録を受けている内容について】

(1) 入札参加資格を希望する業種について入力してください（今回申請できる業種は、「建設コンサルタント」、「建築設計」のみです。）。

(2) 「登録番号」「登録年月日」は、国土交通省等に登録を行っている内容について、最も直近のものを入力してください。

【入札参加資格申請を行う部門について】

(1) ⑬の希望欄については自動で入力されます。

(2) ⑭の営業所委任欄について、営業所に契約締結等の権限を委任する場合は、「○」を入力してください。

※代表者に契約締結等の権限の委任を認める営業所等は、

- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）

に基づき登録された営業所（事務所）であり、国土交通大臣に提出された直近の「現況報告書」（建設コンサルタント）に記載されている営業所又は建築士法第23条に規定する建築士事務所登録を受けている事務所（建築設計の場合）とします。

※「現況報告書」の提出後、入札参加資格審査申請までに県内に営業所等を新設した場合は、入札参加資格審査申請書提出前に、各登録規程、法に基づき国土交通大臣に提出された変更届にその旨の記載がある場合に限り営業所等として取り扱います。

(3) ⑮の直前2年の平均実績高欄については、様式1-2の③「直前2営業年間の年間平均実績高」を転記してください。

(4) ⑯の部門欄「造園」については自動で入力されます。

【営業所内容について】

(1) ⑭の営業所委任欄に「○」を選択すると、営業所内容についての入力欄が表示されますので、入力してください。

3 競争入札参加資格審査申請書(様式1-2)

- (1) 測量等実績高について記入してください。
 - (2) 希望業種(建設コンサルタント、建築設計)のみに入力してください。
 - (3) 記載金額は消費税等を含まない額(千円未満は四捨五入)を記入してください。
 - (4) ③「直前2営業年間の年間平均実績高」欄は、①及び②を入力すれば自動的に入力されます。
- ※創業や営業年度の変更等があった場合は、下記(5)の計算で得られた数値を入力してください。
- (5) 直前2営業年度の間、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、直前2年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

	C	B	A	
	12か月	12か月	9か月	
決算日	決算日	決算日	変更後の決算日	申請日

①及び②の欄にA~Cの金額を記載する。
 直前2年の営業年度の合計月数……(A+B=21か月)
 不足月数……24-21=3か月
 計算式 (A+B+(C×3/12))/2=直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合
 計算式 各事業年度の実績高の合計額×1/2=直前2年間の年間平均実績高…③の欄に記入

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併等した場合
 →移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限る。)も実績高に含める。

4 社会保険等適用除外誓約書(様式2) <該当者のみ>

内容を確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険適用除外の理由を記入して提出してください(押印省略可)。

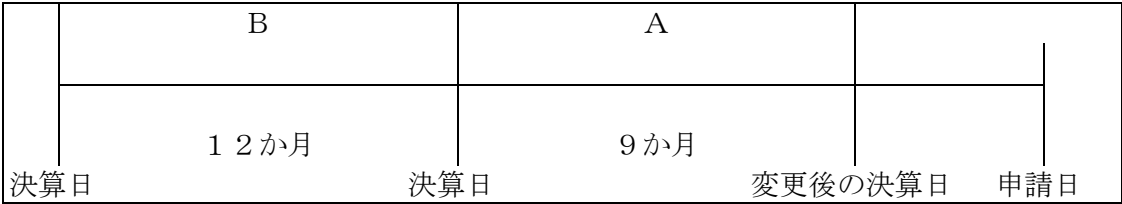
5 営業所一覧表(様式3)、技術者経歴書(様式4)、測量等実績調書(様式5)

記載方法については、様式下部の記載要領に従ってください。
 技術者経歴書(様式4)と測量等実績調書(様式5)は希望業種区分ごとに作成してください。
 なお、同内容が確認できるもの(国の様式等)がある場合、本様式によらず既存のもの等を使用することが可能です。

6 建設コンサルタント等にかかる直前1年の事業収入額(様式6)

(1) 直前1年の間に、創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、直前1年間に含まれる各営業年度の月数の合計が12か月に満たない場合



直前1年の営業年度の月数…… (A = 9か月)
不足月数…… 12 - 9 = 3か月

計算式 (A + (B × 3 / 12)) = 直前1年の事業収入額

(例2) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併等した場合
→ 移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限る。)も実績高に含める。